

届出が必要な事項及び添付書類（建設工事）

(1)届出の必要な事項及び添付書類等

入札参加資格の認定後に申請内容に変更が生じたときは、遅滞なく「競争入札参加資格審査申請書変更届」を添付すべき書類と併せて提出してください。

なお、希望業種の追加及び格付けの変更は受け付けませんが、建設業法による許可が取り消されたり、期限が切れた場合には、当該業種につき認定した入札参加資格を取り消すことがあります。

また、法令により処分等（営業停止など）を受けた場合は速やかに報告してください。この報告が著しく遅れた場合には、本市の契約の相手方として不適当であると認定することがあります。

なお、変更時に必要な添付書類等は次の表のとおりです。

変更事項	提出書類			添付書類			
	変更届 注4	使用印鑑届	委任状	印鑑証明書 (原本)	商業登記簿謄本 (写し)	建設業許可変更届 出書 (写し)	建設業許可申請書 の別紙二 (写し)
申請者（本社等）に関する事項							
商号又は名称	○	○	○注1	○	○注2	○	
代表者職氏名	○		○注1		○注2		
所在地	○		○注1		○注2	○	
実印	○		○注1	○注2			
使用印鑑	○	○	○注1				
電話・FAX番号	○						
許可業種の変更	○					○	
受任者（支社等）に関する事項							
名称	○	○	○			○	○
受任者職氏名	○		○				
所在地	○		○			○	○
使用印鑑	○	○	○				
電話・FAX番号	○						
許可業種の変更	○					○	○
その他の変更							
経營業務の管理責任者	○注3	経營業務の管理責任者証明書(写し)注3				○	
営業所の専任技術者	○注3	専任技術者証明書(写し)又は専任技術者一覧表(写し)注3				○	
許可の更新・廃業等	○	建設業許可証明書等(写し)、廃業届等(写し)				○	○注1

注1) 委任がある場合のみ提出してください。

注2) 3か月以内に発行されたものを提出してください。

注3) 東広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する者のみ提出してください。

注4) 電子入札等システム(資格審査受付システム)において変更内容の入力を行い、「変更等届出送信完了兼受付票」を提出する者にとっては、提出を不要とします。

(2)届出の不要な事項

次に掲げる事項の変更は、原則として届出の必要はありません。

・代表者以外の役員の変更、権限委任のない営業所等の新設移転等、資本金の変更、所属職員数の変更、経営審査事項審査通知書の更新

(3)競争入札参加資格の承継

合併、営業譲渡が生じた場合においては、本市の基準により競争入札参加資格の承継承認等を行う必要がありますので、速やかに申し出てください。なお、個人事業主の方は、別途ご相談ください。

(4)災害協定の変更事項

災害協定締結者のうち、資機材・編成人員報告書、緊急時連絡先一覧又は位置図に変更が生じたときは遅滞なく変更後の書類を作成し、提出してください。

(5)受任者（支社等）の新設又は変更

受任者を新設又は変更し、契約締結等の権限を委任する場合、既に認定を受けている業種について、受任営業所においても建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることが必要です。既に認定を受けている業種のうち、受任営業所において建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない業種がある場合は、当該業種について、認定業種取下書（任意様式※参考様式あり）を提出していただく必要があります。

(6) 許可の失効等により認定の取下げを行った業種の再認定を希望する場合

許可の失効等により当該業種の入札参加資格の取下げを行った者（委任する場合に、受任営業所において建設業許可を有していないため、取下げを行った者を含む）が、許可を再取得又は受任営業所において許可を新規に取得し、再度、当該業種の入札参加資格認定を希望する場合は、追加申請を行ってください（変更届で対応できません。）。

なお、上記以外の内容で取下げを行った場合は、当該入札参加資格有効期間内は追加申請できません。